

## 紹介手数料の返戻金制度について

内定決定者の自己都合により入社を辞退した、若しくは退職した場合、求人者に対し次の基準で本件報酬を返還又は停止するものとする。

- (1) 入社辞退及び不採用者又は1カ月未満の自己都合による退職の場合:無請求
- (2) 自己都合による途中退職の場合:1カ月以上～2カ月未満 50%返還
- (3) 自己都合による途中退職の場合:2カ月以上～3カ月未満 25%返還

※また、返戻金制度は有料職業紹介基本契約書により、上記の内容と異なる別の定めをする場合があります。その場合は、有料職業紹介基本契約書の定めを優先するものとします。

株式会社 AVANTE